

令和6年度むかわ町低所得者支援給付金（住民税非課税世帯）追加分

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、令和6年度の住民税非課税世帯等に対し、臨時的な措置として支援する給付金です。

1 対象世帯

次の条件を全て満たしている世帯が対象となります。

- ・令和6年12月13日（基準日）時点でむかわ町に住民登録があること。
- ・令和6年度の住民税が世帯全員非課税の世帯であること。

ただし、次の世帯は対象外となります。

- ・令和6年度住民税が課税されている方の地方税法上の扶養親族等のみで構成される世帯。
- ・むかわ町又は他市区町村において、重点支援地方交付金を活用した低所得世帯向けの給付金の支給対象となったことのある世帯。
- ・令和6年1月2日以降に初めて海外から転入した者のみで構成される世帯。
- ・支給の対象となった単身世帯の方が、確認書の返送を行う前に死亡した場合。
- ・租税条約により、住民税均等割が課されていない者を含む世帯。

2 支給額

- ・1世帯あたり4万円（世帯主の方が受給権者となります）
- ・こども加算分※ 1人あたり2万円

※本給付金の対象世帯のうち、18歳以下のこどもがいる世帯（平成18年4月2日生まれ以降のこどもがいる世帯）が対象となります。

3 手続き方法

対象の可能性のある世帯の世帯主様へ、確認書を発送しております。

内容を確認し、同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

4 提出期限

令和7年5月30日（金）

5 注意事項

本給付金は差し押さえ禁止財産および非課税所得の対象です。

6 問い合わせ

福祉・子育て課福祉グループ 電話：0145-42-2506